

広報用資料

## 2018年度 定期航空協会 年次総会

### 資料

- 【1】 2017 年度事業報告 …… P. 1
- 【2】 2018 年度事業方針 …… P. 9
- 【3】 役員を選任 …… P. 12

2018年5月28日

## 【1】2017年度事業報告

定期航空協会規約第3条に示された本会の目的達成のため、2017年度事業として実施した協会運営、各政策課題への取り組み等は以下のとおりである。

### I. 協会主催の会議

#### 1. 総会

(1)年次総会	開催日	2017年5月22日
	議案	①2016年度事業報告 ②2016年度収支決算 ③2017年度事業方針 ④2017年度収支予算

(2)臨時総会	開催日	2018年4月3日
	議案	①監事の選任

#### 2. 理事会

(1)第99回	開催日	2017年4月25日
	議案	①2016年度事業報告 ②2016年度収支決算 ③2017年度事業方針 ④2017年度収支予算

(2)第100回	開催日	2018年3月20日
	議案	①監事候補者の推薦について ②臨時総会開催について

(3)第101回	開催日	2018年4月2日
	議案	①エアアジア・ジャパン株式会社の入会について

(4)第102回	開催日	2018年4月2日
	議案	①常任委員の交代について

## II. 各政策課題への対応

### 1. 安全かつ安定的な航空輸送サービスの提供に係る事項

#### (1) 安全対策の強化

会員各社の社長を委員とする「安全委員会」を開催し、「航空自衛隊の現状と安全管理」をテーマとして行われた講演の内容を踏まえて、ヒューマンエラーの防止策やリスクマネジメントなど、安全にかかわる議論をおこない、経営トップの情報、知見の共有を図った。

#### (2) 国内線保安区域における見送り客等(非旅客)の入場について

国土交通省航空局により、航空機に搭乗しない見送り客等が、国内線保安区域に入場することを可能とする新たな施策の検討が開始された。航空会社と空港会社の責任の範囲を明確にして、安全が損なわれることがないように訴えた結果、「国家民間航空保安プログラム」の改訂に、定期航空協会の上記主張が反映されることとなった。2021年に当施策の実施を目指している仙台空港に関しては、問題や課題の解決に向けて議論を継続している。

#### (3) 航空保安対策の強化

空港の保安検査機器の高度化を図るため、2019年夏までに主要空港へボディースキャナーが導入されることが決定しており、2017年度は、新たに8空港に設置されて計16空港への設置が完了した。導入費用は、定期航空協会の要望を踏まえ、航空会社負担分(50%)を国が負担することとなっている。また、機内持込み手荷物検査機器についても2017年度より国による施設管理者の導入費用の補助がなされることになり「高性能X線検査装置」等の導入の促進が図られている。

#### (4) 今後の航空保安のあり方について

諸外国において一般人を狙ったテロなど、新たな脅威が社会問題となっている。テロは国をターゲットとしており、また、その手法が年々高度化・広域化するなど、テロ対策は民間企業の能力を超えたものとなっている。こうしたなか、安全・安心な航空輸送を堅持すべく、安定的・持続可能な航空保安体制の構築にむけて、航空保安、空港保安の両方の観点で、会員会社との保安体制の高度化のためのあるべき姿の議論を重ね論点を整理した。今後は国土交通省航空局等、関係機関との意見交換をおこない、実現に繋げていくための協議を開始する。

(5) 滑走路端安全区域 (RESA) 対策に関する対応

滑走路端安全区域 (RESA) については、2013 年に ICAO 勧告に基づいた基準に改正され (原則 90m 以上)、全ての空港に同基準が適用されることとなった。2017 年度は、RESA 用地の確保が容易でない国管理空港について、RESA 対策検討委員会が空港ごとに設立され、定期航空協会からも参画し、運航への影響を最小化できるよう意見を申し入れ、計画に反映された。

## 2. わが国航空産業の競争力強化に係る事項

(1) 2018年度税制改正要望

① 国内線就航機に対する固定資産税特例措置の延長

航空機に固定資産税を課している国は稀であり、本邦航空会社の国際競争力を削ぐ要因となっていることから、国内線就航機に対する本軽減措置の延長を主張し、2018年度から2019年度末まで2年間の延長が実現した。

② 空港において使用される特殊作業用機械の動力源の用に供される軽油に係る特例措置の延長 (軽油引取税)

本措置によって課税免除措置を受けているのは旅客の乗降、荷役作業等、航空機の運航に不可欠な特殊作業用機械である。空港における運航支援体制を維持し、また今後、地方空港を中心に増加が予想される航空便を受け入れるためには本軽減措置の延長が必須である旨を主張し、2018年度から2020年度末まで3年間の延長が実現した。

③ 航空券連帯税 (仮称) の導入反対

国際連帯税が法制化された場合の課税方法のひとつとして検討されている航空券連帯税は、途上国の支援が使途として考えられており「受益と負担」に合理的理由が見出せないため導入反対を訴えている。加えて、航空旅客が直接的に受益をしない新たな税を賦課することは、政府が掲げる観光先進国の実現に逆行するとの考えのもと、導入反対を主張し、2018年度の導入が見送られた。

(2) 航行援助施設利用料の制度見直しに伴う利用料の軽減について

日本特有の料金体系を、ICAO 推奨の料金体系に是正することが 2016 年に決定された。これを受け、2017 年 4 月より新たな料金体系への移行が開始され、これまで交通量とコストとの比較でバランスが取れていな

かった料金の是正が図られることとなった。2017年度より4年間の激変緩和措置が設けられており、3年後の2021年度に新料金体系への移行が完了する。

(3) 航空大学校の定員拡大への対応

世界的な航空需要の増大に伴い運航乗務員が不足しており、日本においても将来的な課題となっている。自社養成や私立大学の学費補助等の航空各社による自助努力に加え、安定的な運航乗務員の供給がなされるよう、航空大学校の定員拡大に関する要望書を2016年8月国土交通大臣宛に提出した。2018年4月以降の入学者より一学年の定員が72人から108人に拡大されることとなった。

(4) 首都圏空港機能強化に向けた取り組み

国土交通省航空局は、首都圏空港機能強化の取り組みに関して幅広く広報活動を実施しており、定期航空協会としても、機内誌による告知支援や、国土交通省主催の「羽田空港等見学会」の開催にあたり格納庫の見学に協力している。また、航空機からの落下物に対する対策として当局が主催する「落下物防止等に係る総合対策推進会議」に参加して、首都圏空港機能強化の実現に向けて取り組んでいる。

(5) 那覇空港滑走路増設事業への対応

2020年3月末の供用開始が予定されている那覇空港滑走路増設事業に要する事業費については、2018年度航空局予算においても一般会計から特例的な繰り入れ措置が継続している。

(6) 福岡空港滑走路増設事業への対応

福岡空港滑走路増設については、かねてより国土交通省航空局に対し、財源を確保することを要望してきた。2018年度航空局関係予算においても「コンセッションにより適切な財源を確保する」ことが明記され、歳入に運営権対価が計上された。

(7) 「将来の航空交通システムに関する推進協議会」(CARATS)への対応

国土交通省航空局主催の「将来の航空交通システムに関する推進協議会」に参加し、各施策の進捗状況を確認している。CARATSの実現には、地上の施設整備だけではなく、機上の装備の対応が必要であり、課題を整理して議論・検討を進めている。

### 3. 利用者利便の向上に係る事項

#### (1) 「国際観光旅客税」への対応

##### ① 「国際観光旅客税」の使途に関する対応

「国際観光旅客税」については2019年1月の導入が決定された。定期航空協会は、税創設の検討当初より、財源は負担者である国際航空旅客に裨益する使途とするよう、関係各所に要望をおこなった。その結果、「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」（2017年12月22日 観光立国推進閣僚会議決定）において、観光財源を充当する施策は「受益と負担の関係から負担者の納得が得られること」と記載された。また、国際観光旅客税の使途等を規定する「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」（2018年4月）にも同様の条文が盛り込まれた。

##### ② 「国際観光旅客税」の具体的な活用方法に関する対応

定期航空協会は、財源をインバウンド旅客のみならず、ビジネス旅客や日本人出国者からも理解が得られやすい使途に活用するよう国土交通省航空局に訴えてきた。具体的には、国際航空旅客が使用する空港の設備投資に財源を活用すべきと要望をおこなった結果、定期航空協会が主張した「先端技術(生体認証技術等)を用いたスマートエアポートの創設」案が、国土交通省航空局より「観光戦略実行推進タスクフォース」において提言された。

#### (2) 航空イノベーションの取り組み

航空需要の更なる拡大が見込まれるなか、空港を標的としたセキュリティ脅威の増大など、空港に係る新たな課題が発生している一方、生産年齢人口の減少を背景とした現場業務の人手不足など、供給面の制約も懸念されている。このような課題に対応し、先端技術の活用や、地上支援業務の省力化・自動化に向けて、官民一体となって取り組む体制を目指し、国土交通省航空局と全国空港ビル協会と共催で第1回「航空イノベーション推進官民連絡会」を開催した。2018年度に実現の可能性がある施策の実証実験の方法や場所の検討をおこなっている。

#### (3) 祝日法改正の動きへの対応

「海の日」の意義を国民に浸透させるため、2014年から「海の日」を7月20日に固定しようとする祝日法改正の動きがある。「海の日」を含む3連休は、観光需要の喚起に繋がっているため、ハッピーマンデーを維持しつつ、「海の日」の意義を広く国民に理解してもらう必要があるとの認識に立ち、会員社の機内誌を活用し、観光関係団体と連携して「海の日3連

休」告知に取り組んだ。

(4) 空港経営改革推進（コンセッション）への対応

熊本、広島、北海道内7空港の民間への運営委託に向けた手続きが開始された。北海道内7空港の一体運営については、国土交通省と北海道等の間で「北海道内空港運営の一括民間委託に関する5原則」が合意され、「黒字空港による赤字補てんという形ではなく、民間の経営力と統合効果による自治体管理空港の成長を目指す」という定期航空協会の要望が反映された。

4. 社会的な役割の遂行に係る事項

(1) 環境対策

① 日本経済団体連合会（経団連）活動への対応

経団連がとりまとめをおこなっている温室効果ガス対策に係る「低炭素社会実行計画」において、航空分野の目標値は「2020年度の有償トンキロあたりCO2排出量を2005年度比21%削減」となっている。会員社の2016年度CO2排出量の実績は、2005年度比18%削減となっており、計画達成にむけ順調に推移していることを報告した。

② 国際航空分野における温室効果ガス排出削減対策への対応

2016年10月のICAO総会において、世界的な温室効果ガス排出削減制度グローバルMBM（Global Market Based Measure）が合意された。我が国を含め73か国（有償トンキロで全輸送量の約88%）が参加表明しており、2021年からの適用開始に向けて、現在ICAOにおける制度の詳細な検討が行われている。当協会も国土交通省航空局と導入に向けた準備を進めている。

③ バイオジェット燃料等代替燃料への対応

2015年3月に、バイオジェット燃料等代替燃料の導入に向けて、経済産業省・国土交通省主催「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたバイオジェット燃料の導入までの道筋検討委員会」が設置され、定期航空協会も参加をしている。国は、2020年に国産バイオジェット燃料を利用したデモ飛行の実施を目指しており、関係各所と課題抽出とその解決に向けた検討をおこなっている。

(2) サイバーセキュリティ対策強化への対応

国の重要インフラ事業者としてサイバーセキュリティ対策の一層の強化が求められるなか、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が主催

する分野横断的演習へ参加しサイバー攻撃への対応力強化を図った。  
また、国土交通省が主管となり、交通分野（航空、鉄道、物流）のサイバーセキュリティ強化を目的とした「交通ISAC」の検討会に参加し、情報共有の仕組みや運営形態を取りまとめ、2018年度から仮運用が開始されることとなった。

(3) バリアフリーへの対応

すべてのお客様に快適かつ安全に航空機を利用して頂くため、会員各社の取り組み状況や意見を集約し、国土交通省航空局と連携を図りながらバリアフリー対策の強化を進めている。また、交通バリアフリー法の一部見直しについては、必要とされているバリアフリー対策について議論をおこない、航空業界における自発的な取り組みについて理解が得られた。

### Ⅲ. 総務、広報関連事項

国土交通省をはじめとした関係省庁・機関等からの通達、連絡事項の周知及び各種照会事項に関し、速やかに対応するとともに、定期航空協会のウェブサイトスマートフォンやタブレット端末でも閲覧できるように刷新して情報公開に努め、会員サービスの充実を図った。



#### IV. 役員及び会員会社の現況（2017年度末）

##### 1. 役員

会長・理事	植木 義晴	日本航空(株)	代表取締役社長
理事長	辻岡 明		
理事	平子 裕志	全日本空輸(株)	代表取締役社長
監事	坂本 深	日本貨物航空(株)	代表取締役社長
監事	谷 寧久	(株)AIRDO	代表取締役社長

##### 2. 会員会社（全14社）

日本航空(株)	(株)AIRDO
ANAホールディングス(株)	(株)エアージャパン
全日本空輸(株)	(株)ソラシドエア
日本貨物航空(株)	(株)スターフライヤー
日本トランスオーシャン航空(株)	ANAウイングス(株)
日本エアコミューター(株)	(株)ジェイエア
スカイマーク(株)	(株)フジドリームエアラインズ

## 【2】2018年度事業方針

定期航空協会規約第3条に示された本会の目的達成にむけた、2018年度事業方針は以下のとおり。

### I. 航空を取り巻く情勢

海外においては、北朝鮮問題に代表される地政学リスクや頻発するテロの脅威などに加え、燃油価格が上昇基調に転ずるなど、不透明な状況が続いている。一方、国内においては、企業収益や雇用環境の改善が持続しており、景気は緩やかな回復基調にある。

航空業界は、拡大する世界の観光需要を取り込み、業績は堅調に推移しており、今後も旺盛な需要を抱える近隣アジア諸国からの訪日旅客のさらなる増加が見込まれている。

しかしながら、日本における航空需要の拡大を商機と捉える海外航空会社との競争激化や、生産年齢人口減少による人手不足問題への対応など、航空業界には課題が山積している。これらの課題解決を図るためにも、海外の航空会社と対等に競争ができる環境の整備や、先進技術を活用した「航空イノベーション」実現に向けた取り組みを、官民一体となって進める必要がある。

こうしたなか、観光先進国や地方創生という政府目標の実現に向け、本邦航空会社には訪日需要の喚起や、訪日旅客の地方誘客を通じた地域経済活性化に加えて、誰でも気軽に旅行を楽しむことができるバリアフリー・ストレスフリー環境の整備へ貢献していくことが期待されている。また、新たに導入される「国際観光旅客税」が、負担者となる航空旅客の納得感を得られる用途に継続的に活用されるよう、引き続き関係各所に働きかける必要がある。

### II. 基本方針

定期航空協会は、安全運航の堅持を第一に、日々変化する情勢に迅速かつ的確に対応する。また、利用者利便の向上を図り、日本経済の発展や地方創生に貢献していくため、以下の通り取り組んでいく。

1. 公共交通機関としての重要な責務である安全・安心な航空輸送サービスを提供し続けるための取り組みを進める。
2. 海外の航空会社と対等に競争できる環境を整備するため、諸外国と比較し負担が大きい公租公課のあり方について検討する。

3. 2020年を見据えた、首都圏空港の機能強化に向けた取り組みや、我が国航空輸送を巡る課題に対応するための「航空イノベーション」の推進を国土交通省航空局と共に進める。
4. 重要な社会インフラとしての役割を果たすため、環境対策や、バリアフリー対策、さらには民営化後の空港運営のあり方などの課題へ取り組んでいく。

### Ⅲ. 重点課題

#### 1. 安全かつ安定的な航空輸送サービスの提供に係る事項

公共交通機関の重要な責務である安全・安心な航空輸送サービスを提供するため、安全委員会での議論等を通じ、航空業界全体の安全文化の醸成や安全に関わる知見の共有に取り組むとともに、航空の安全についての啓発活動を行う。

また今後、国内において開催される多くの世界的イベントやその先を見据え、テロの脅威への対策等、航空に関する保安のあり方について、関係各所と協議し、安全かつ安定的な航空輸送サービスの提供に向けて取り組む。

#### 2. 我が国航空業界の競争力強化

本邦航空会社が、今後も増加する訪日旅客などを確実に取り込み、持続的に成長・発展していくため、定期航空協会は海外の航空会社と対等に競争できる環境を整備していく必要がある。このため、航空需要増加や生産年齢人口減少に伴う運航乗務員やグランドハンドリング人材の不足に代表される、航空に関わる人材の不足問題など、我が国航空業界が抱える課題について検討を継続するとともに、2019年度末に軽減措置の期限を迎える航空機燃料税については、税のあり方について国土交通省航空局を含めた関係者と議論を始める。また、引き続き検討されている「航空券連帯税」（仮称）は、世界でも稀な税であり、途上国の支援が主な使途として考えられているため「受益と負担」に合理的な理由が見出せないうえ、観光先進国実現に向けた取り組みに逆行するとの考えのもと、引き続き導入反対を訴え行動していく。

#### 3. 利用者利便の向上に係る事項

利用者利便の向上を図るため、首都圏をはじめとした空港の機能強化に関する国土交通省航空局の取り組みに引き続き協力を行う。また、先進技術を活用し世界最高水準のストレスフリーな旅客サービスの提供を実現するため、官民一体となった「航空イノベーション」推進に向けて取り組んでいく。2019年1月からの導入が決定された「国際観光旅客税」について、定期航空協会は、ストレスフリーで快適に旅行ができる環境整備に使われるべき財源である

と考えており、負担者である国際航空旅客が確実に受益するような使途となるよう、関係各所に要望を続ける。

#### 4. 社会的な役割の遂行に係る事項

航空輸送サービスが社会インフラとしての役割を果たし続けるためには、環境との共生が必要不可欠であるとの考えのもと、定期航空協会は温暖化対策をはじめとした環境問題への議論に積極的に参加をする。特に、バイオジェット燃料等代替燃料や国際航空分野におけるグローバルMBM (Global Market Based Measure) については、国土交通省航空局と密に連携を図りながら進めていく。またオリンピック・パラリンピック等の国際的なイベントの開催を見据え、バリアフリー対応等、関係各所と連携して取り組んでいく。

### IV. その他

#### 1. 総務、広報関連事項

国土交通省はじめ関係省庁等からの通知、意見照会、各課題の検討に際し、会員各社とのコミュニケーションを密にし、情報の周知や意見反映等の充実を図る。また、協会及び航空業界へのより広範な理解が得られるよう、ウェブサイト等を活用した情報発信を促進する。

### V. 会員会社の現況 (2018年4月)

日本航空(株)	(株)AIRDO
ANAホールディングス(株)	(株)エアージャパン
全日本空輸(株)	(株)ソラシドエア
日本貨物航空(株)	(株)スターフライヤー
日本トランスオーシャン航空(株)	ANAウイングス(株)
日本エアコミューター(株)	(株)ジェイエア
スカイマーク(株)	(株)フジドリームエアラインズ
エアアジア・ジャパン(株)	
(全15社)	

### 【3】 役員を選任

役職	新役員名	現役員名
理事・会長	平子 裕志 (全日本空輸株)	植木 義晴 (日本航空株)
理事長	辻岡 明	辻岡 明
理事	赤坂 祐二 (日本航空株)	平子 裕志 (全日本空輸株)
監事	大鹿 仁史 (日本貨物航空株)	大鹿 仁史 (日本貨物航空株)
監事	谷 寧久 (株AIRDO)	谷 寧久 (株AIRDO)